

新型コロナウイルスワクチン接種のご案内

6月7日に65歳から74歳の人へ新型コロナウイルスワクチンの接種券(クーポン券)を郵送します。※配送には数日かかる見込みです。

市役所での集団接種、病院・診療所での個別接種があります。

接種には予約が必要です

※予約受付の開始後、しばらくの間は申し込みが集中し、予約が取りにくいことが予想されます。その際は、しばらくお待ちいただいてからお申込みください。

病院・診療所(医療機関)

かかりつけ、または、病気の治療をしていて医療機関での接種を希望する人は、各医療機関にご予約ください。接種可能な医療機関は、接種券に同封するチラシまたはホームページで確認ください。

受付開始日は医療機関によって異なります。

電話や窓口受付が集中すると、通常診療に支障がでます。

皆様のご理解とご協力をお願いします。

集団接種会場(直方市役所)

6月14日9時より、新たな予約枠(6月19日以降分)を受付予定です。

インターネット予約

<https://vaccines.sciseed.jp/nogata>



電話による予約

0570-028889

※通話料発信者負担

午前9時～午後7時 月～金(祝日は除く)

聴覚の障がい、言語の障がいにより電話での予約が難しい方は
右記のファックスをご利用ください。
障がいの内容を確認させていただく場合があります。

FAX 0949-25-1160

予約

接種券がお手元に届いてからとなります。

予約時は、接種券に記載された接種券番号が必要です。

接種時の注意点

接種当日は、接種券、予診票、本人確認書類(運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等)をお持ちください。

肩を出しやすい服装でお越しください。

接種費用

無料

※ワクチン接種に便乗した詐欺にご注意ください。

問い合わせ

接種の時期や会場、接種券などについて
聞きたい場合

●直方市新型コロナワクチンコールセンター

TEL 0570-028889(通話料は発信者負担)

FAX 0949-25-1160

(午前9時～午後7時、月～金※祝日は除く)

接種後の副反応など医学的知見が
必要な相談をしたい場合

●福岡県新型コロナワクチン専用ダイヤル

TEL 0570-072972(通話料は発信者負担)

(24時間、土日・祝日も実施)

その他、新型コロナワクチンについて
聞きたい場合

●厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター

TEL 0120-761770

(午前9時～午後9時、土日・祝日も実施)

事業者の皆さんへ

●月次支援金（国）

令和3年4月以降に実施される緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う、「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響により売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者の皆様
に支援金が支給されます。制度の詳細については6月中に決定される予定です。給付額、給付要件、
申請方法等の詳細についてはお問い合わせください。

問い合わせ 月次支援金 事務局 相談窓口

TEL：0120-211-240（全日対応 午前8時30分～午後7時）

◎経済産業省 月次支援金 ホームページ

https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html



●福岡県中小企業者等月次支援金

県では緊急事態宣言に伴う飲食店の休業・時短営業や外出自粛等の影響を受け、売上が大きく
減少している中小企業者等に対して、事業の継続を支援する月次支援金が支給されます。制度の
詳細については6月以降に決定される予定です。詳細についてはお問い合わせください。

問い合わせ 県中小企業振興課

TEL：092-643-3420（平日 午前8時30分～午後5時15分）

◎福岡県 中小企業者等月次支援金 ホームページ

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/getsujishienkin.html>



●福岡県感染拡大防止協力金

福岡県による要請に応じて営業時間短縮を行った県内全域の対象事業者に協力金が支給されま
す。本協力金には【第5期】～【第7期】 および【大規模施設・大規模施設テナント向け】があり、
対象区域および給付要件、給付額、申請期間等が異なるため、ご注意ください。詳細については
お問い合わせください。

問い合わせ 福岡県感染拡大防止協力金コールセンター

TEL：0120-567-918（全日対応 午前9時～午後5時）

◎福岡県 感染拡大防止協力金 ホームページ

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fukuoka-kansenkakudaiboushi-kyouryokukin-info.html>



障害年金を受給している皆さんへ

●障害年金診断書の提出期限の延長

障害年金受給中で、障がいの程度の審査が必要な人は、提出期限までに障害年金診断書を日
本年金機構に提出する必要があります。期限までに提出されない場合は、通常、障害年金の支払
いが一時差止めとなります。新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等を踏まえ、厚生労働省よ
り障害年金診断書の提出について、次のとおり提出期限延長の特例措置が講じられました。

①提出期限が令和3年2月末日の人…令和3年6月末日までに提出

②提出期限が令和3年3月末日～6月末日の人…令和3年7月末日までに提出

問い合わせ 市民・人権同和対策課市民年金係（TEL 25-2112）